

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和8年9月11日（金） 10：00～10：14

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：高 市 早 苗 内閣総理大臣
林 芳 正 国務大臣（総務大臣）
平 口 洋 国務大臣（法務大臣）
茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）
片 山 さつき 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
松 本 洋 平 国務大臣（文部科学大臣）
鈴木 憲 和 国務大臣（農林水産大臣）
赤 澤 亮 正 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
金 子 恭 之 国務大臣（国土交通大臣）
石 原 宏 高 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（防衛大臣）
木 原 稔 国務大臣（内閣官房長官）
松 本 尚 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
牧 野 たかお 国務大臣（復興大臣）
あかま 二 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
黄川田 仁 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城 内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠席者：上 野 賢一郎 国務大臣（厚生労働大臣）
小野田 紀 美 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：尾 崎 正 直 内閣官房副長官
佐 藤 啓 内閣官房副長官
露 木 康 浩 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 9 件

○政令 20 件

○人事 2 件

いずれも、案件表のとおり、決定となった。

議事内容：

○木原国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、尾崎副長官から御説明申し上げます。

○尾崎内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、経済安全保障推進法改正に伴う基本方針及び基本指針の一部変更等について、御決定をお願いいたします。「基本方針の一部変更」は、国際情勢の変化等に伴う変更及び官民協議会等に関する事項について定めるものであり、「特定重要物資の安定供給確保基本指針の一部変更」は、供給不可欠役務に係る要件等を、「特定海外事業促進基本指針」は、特定海外事業促進の基本的な方向に関する事項等を、「特定重要技術研究開発基本指針の一部変更」は、経済安全保障上の重要技術領域等を、「経済安全保障推進のために必要な調査研究基本指針」は、同調査研究に関する基本的な方向に関する事項等を、「特定社会基盤役務基本指針の一部変更」は、特定社会基盤事業者等に対する事前相談に関する事項等を、それぞれ定めるものであります。

次に、「記念貨幣の発行」について、御決定をお願いいたします。本件は、2027年国際園芸博覧会を記念するため、1,000円貨幣を発行するものであります。あわせて、同貨幣の素材等を定める「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部改正令」について、御決定をお願いいたします。これらの案件につきましては、後程、財務大臣から御発言があります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、施設・区域の追加提供について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、共同訓練を実施するため、海上自衛隊鹿屋航空基地の一部建物等を追加提供するもの等、計3件であります。

次に、「マレーシア国」及び「ニュージーランド国」駐日特命全権大使の接受について、御決定をお願いいたします。本件は、14日、信任状捧呈の予定であります。

次に、政令19件について、御決定をお願いいたします。まず、「皇統譜令の一部改正令」は、皇室典範等の一部改正法の施行に伴い、所要の規定の整理等を行うものであり、「住民基本台帳法施行令の一部改正令」は、天皇及び皇族以外の男子と婚姻をした内親王及び女王について、同法の規定の適用の特例を定める等の改正を行うものであります。

次に、「日本学術会議法の施行に伴う関係整備政令」は、本年10月に日本学術会議が独立した法人格を有する組織として設立されることに伴い、関係政令の規定の整備を行うものであり、「日本学術会議評価委員会令」は、同委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、「経済安全保障推進法及び株式会社国際協力銀行法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年9月18日とするものであり、同改正法の施行に伴い、「内閣府本府組織令の一部改正令」は、政策統括官の職務を変更するものであり、「株式会社国際協力銀行法施行令の一部改正令」は、株式会社国際協力銀行の業務を追加することに伴う所要の規定の整備等を行うものであります。

次に、「金融商品取引法等の一部改正法の一部の施行期日令」及び「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等振替法等の一部改正法の一部の

施行期日令」の2政令は、各改正法の一部の施行期日を本年11月30日とするものであります。

次に、「お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令の一部改正令」は、寄附金付郵便葉書等に付加される寄附金の配分を受けようとする団体が申請書に都道府県知事等の意見書を添付する手続を不要とするものであります。

次に、「恩給給与規則等の一部改正令」は、恩給の請求手続等において、恩給証書の添付を不要とする等の改正を行うものであります。

次に、「外国為替及び外国貿易法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を令和9年1月4日とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係整備等政令」は、本邦企業の株式等を一定以上所有している海外法人等の議決権の取得等に準ずる行為の細目を定める等、関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、「建築基準法施行令の一部改正令」は、建築物の採光に関する規制の合理化を図る等の改正を行うものであります。

次に、「建築物省エネ法の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を令和9年4月1日とするものであり、「建築物省エネ法施行令の一部改正令」は、同改正法の一部の施行に伴い、上位住宅トップランナーの指定に係る基準となる住宅の戸数等を定めるものであります。

次に、「廃棄物処理法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年9月16日とするものであり、「廃棄物処理法施行令の一部改正令」は、同改正法の一部の施行に伴い、非常災害廃棄物処理に係る委託基準について所要の整備を行う等の改正を行うものであります。

次に、「防衛省組織令の一部改正令」は、サイバー対処能力強化法の施行に伴う関係整備等法の施行に伴い、整備計画局等の所掌事務を変更するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、小野田内閣府特命担当大臣外10名に、国際原子力機関総会日本政府代表等を命ずること等について、御決定をお願いいたします。

次に、加藤幸則外125名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、元衆議院議員綿貫民輔を従二位に叙するもの及び、抽象美術作家草間弥生を従三位に叙するものがあります。

○木原国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、財務大臣。

○片山国務大臣：来年開催される2027年国際園芸博覧会を記念する貨幣の発行及びその図柄等を定める政令につきまして御決定をお願いする次第であります。当該貨幣の額面価格につきましては、1,000円としております。表面の図柄は、同博覧会公式マスコットキャラクターの「トゥンクトゥンク」と同博覧会会場において植栽予定の日本原産の「植物」6種類を、裏面の図柄は「2027年国際園芸博覧会ロゴマーク」を採用することとしました。以上、よろしくお願い申し上げます。

○木原国務大臣：次に、黄川田大臣。

○黄川田国務大臣：交通安全対策を担当する内閣府特命担当大臣として、令和8年秋の全国交通安全運動及び「交通事故死ゼロを目指す日」の実施について報告します。

9月21日から30日までの10日間、「歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進」、「夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や『ながらスマホ』の根絶」、「自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底」を重点に掲げ、秋の全国交通安全運動を実施します。また、この期間中、ゼロの付く30日を「交通事故死ゼロを目指す日」とし、交通死亡事故の根絶に取り組みます。これから年末にかけては、例年、交通事故が増加する傾向にあります。閣僚の皆様におかれましては、交通安全対策の推進に、一層の御協力をお願いいたします。

○木原国務大臣：次に、国家公安委員会委員長。

○あかま国務大臣：本年の交通事故死者数は、対前年比で減少しているものの、依然として尊い命が失われていることに変わりありません。例年、この時期から年末にかけて、夕暮れから夜間における歩行者の交通事故が増加する傾向にあります。このような交通事故を防止するため、秋の全国交通安全運動においては、各自治体や関係機関・団体と連携し、「生活道路は人が優先」という意識の浸透、道路横断時の交通ルールに関する交通安全教育、反射材の着用促進や夕暮れ時の早めのライト点灯とハイビームの活用についての広報啓発を推進してまいります。このほか、飲酒運転や「ながらスマホ」の危険性の周知や指導取締りを推進するとともに、自転車や特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知といった取組を進めてまいりますので、閣僚各位の御理解と御協力をお願いいたします。

○木原国務大臣：これをもって、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

なお、海外出張された城内大臣及び文部科学大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもって、閣僚懇談会を終了いたします。

資料あり

- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針の一部変更について（決定）（内閣府本府）

- 〃 ○
- 1. 特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針の一部変更
 - 1. 特定海外事業の促進に関する基本指針
 - 1. 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針の一部変更
 - 1. 安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のために必要な調査及び研究に関する基本指針
 - 1. 特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針の一部変更

について（決定）（同上）

- II ○記念貨幣の発行について（決定）（財務省）

- 〇「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第 2 条に基づく施設及び区域の追加提供について
(決定) (防衛省)

資料なし

- ☆マレーシア国特命全権大使アハマド・ロジアン・
ビン・アブドゥル・ガニ外 1 名の接受について
(決定) (外務省)

資料あり

- 皇統譜令の一部を改正する政令（決定）
（内閣官房）

資料あり
あり

- 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令
(決定) (総務省)
- // ○日本学術会議法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(決定) (内閣府本府)
- // ○日本学術会議評価委員会令(決定) (同上)
- // ○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(決定) (内閣府本府・財務省)
- // ○内閣府本府組織令の一部を改正する政令(決定) (内閣府本府)
- // ○株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令(決定) (財務省・内閣府本府)
- // ○金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(決定) (金融庁)
- // ○情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(決定) (同上)
- // ○お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令の一部を改正する政令(決定) (総務省)
- // ○恩給給与規則及び国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第1条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令の一部を改正する政令(決定) (同上)
- // ○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(決定)
〔財務省・警察・金融庁・総務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境省〕
- // ○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(決定) (同上)
- // ○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令(決定) (財務省)

資料あり
資料あり

- 建築基準法施行令の一部を改正する政令（決定）
（国土交通省）
- 〃 ○ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（環境省）
- 〃 ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 防衛省組織令の一部を改正する政令（決定）（防衛省）

◎ 人 事

資料あり
資料あり

- 内閣府特命担当大臣小野田紀美外 10 名に第 70 回国際原子力機関総会日本政府代表等を、水産庁次長高橋広道外 2 名に日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表等を、在フランス日本国大使館参事官岡田 陽に博覧会国際事務局総会日本政府代表を、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部公使永瀬賢介外 2 名に国際労働機関理事会日本政府代表代理を、外務省大臣官房審議官兼欧州局石垣友明外 1 名に漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会東京委員会委員を、在ロシア日本国大使館公使圖師執二外 1 名に漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会モスクワ委員会委員を命免することについて（決定）
- 〃 ○ 加藤幸則外 125 名の叙位又は叙勲について（決定）

〔○署名あり ☆署名なし〕